

高校初任者研修

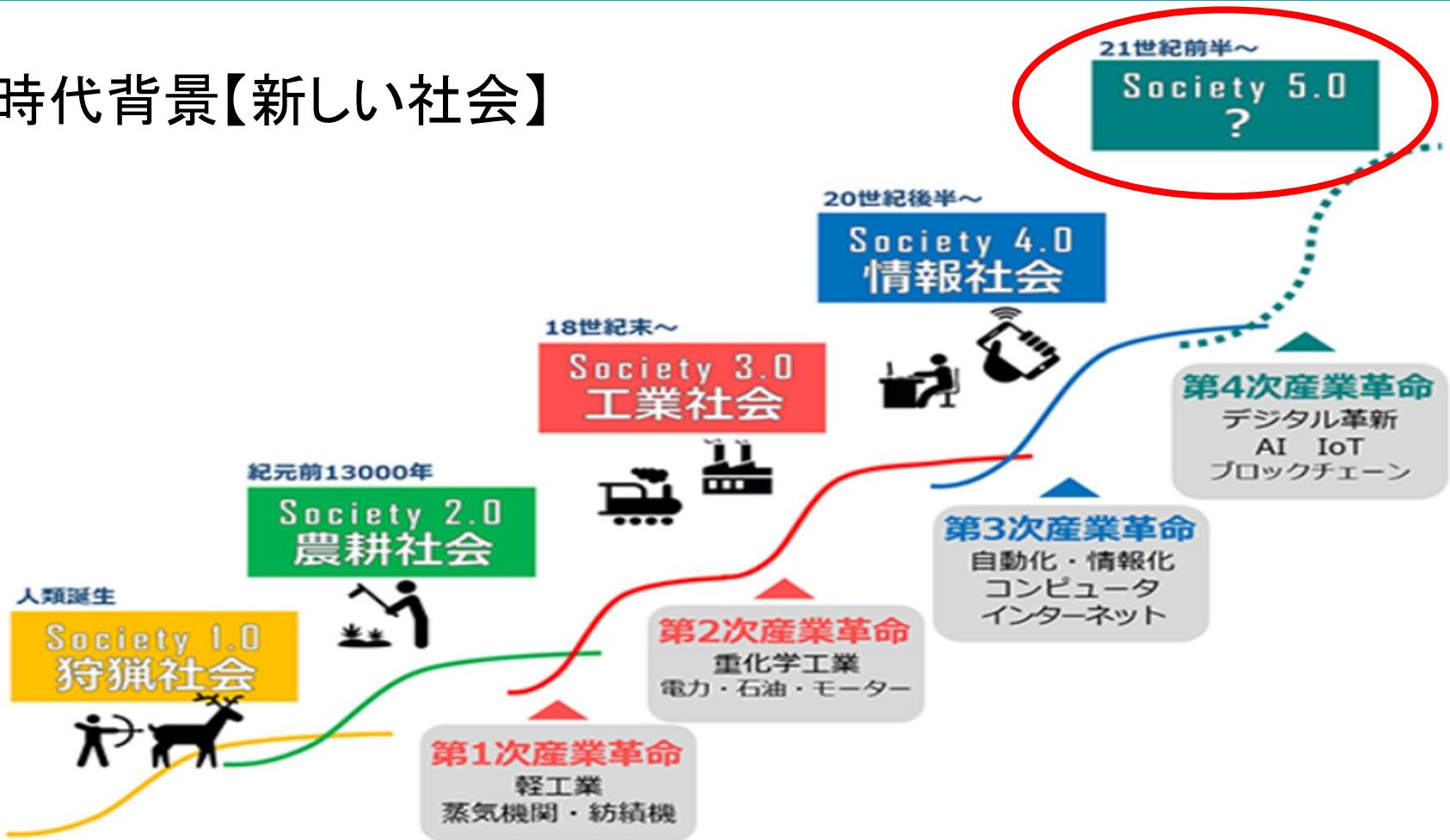
～情報モラル～

1. 時代背景
2. 学習指導要領で示す情報活用能力
3. 情報モラルとは？
4. 生徒の現状
5. 生徒に対しての情報モラル教育
6. 指導のポイント
7. 情報モラルチェック
8. 教師としてのモラル

はじめに

情報モラルと聞いて、学校または授業でどのようなことを行っていますか？

1. 時代背景【新しい社会】



Society 5.0



デジタル革新

×

多様な人々の 想像
創造 力

課題解決

価値創造

2. 学習指導要領で示す情報活用能力

新学習指導要領 総則

各学校においては、教科等の目標や内容を見通し、特に学習の基盤となる資質・能力（言語能力 **情報活用能力**（情報モラルを含む。以下同じ。）、問題発見・解決能力等）や現代的な諸課題に対応して求められる資質・能力の育成のために教科等横断的な学習を充実することや、主体的・対話的で深い学びの実現に向けた授業改善を単元や題材など内容や時間のまとめを見通して行うことが求められる。

情報活用能力

「学習活動において必要に応じてコンピュータ等の情報手段を適切に用いて情報を得たり、情報を整理・比較したり、得られた情報をわかりやすく発信・伝達したり、必要に応じて保存・共有したりといったことができる力であり、さらに、このような学習活動を遂行する上で必要となる情報手段の基本的な操作の習得 や、プログラミング的思考 、 **情報モラル** 、情報セキュリティ 、統計等に関する資質・能力 等も含むものである」

3. 情報モラルとは？

情報モラルって何ですか？

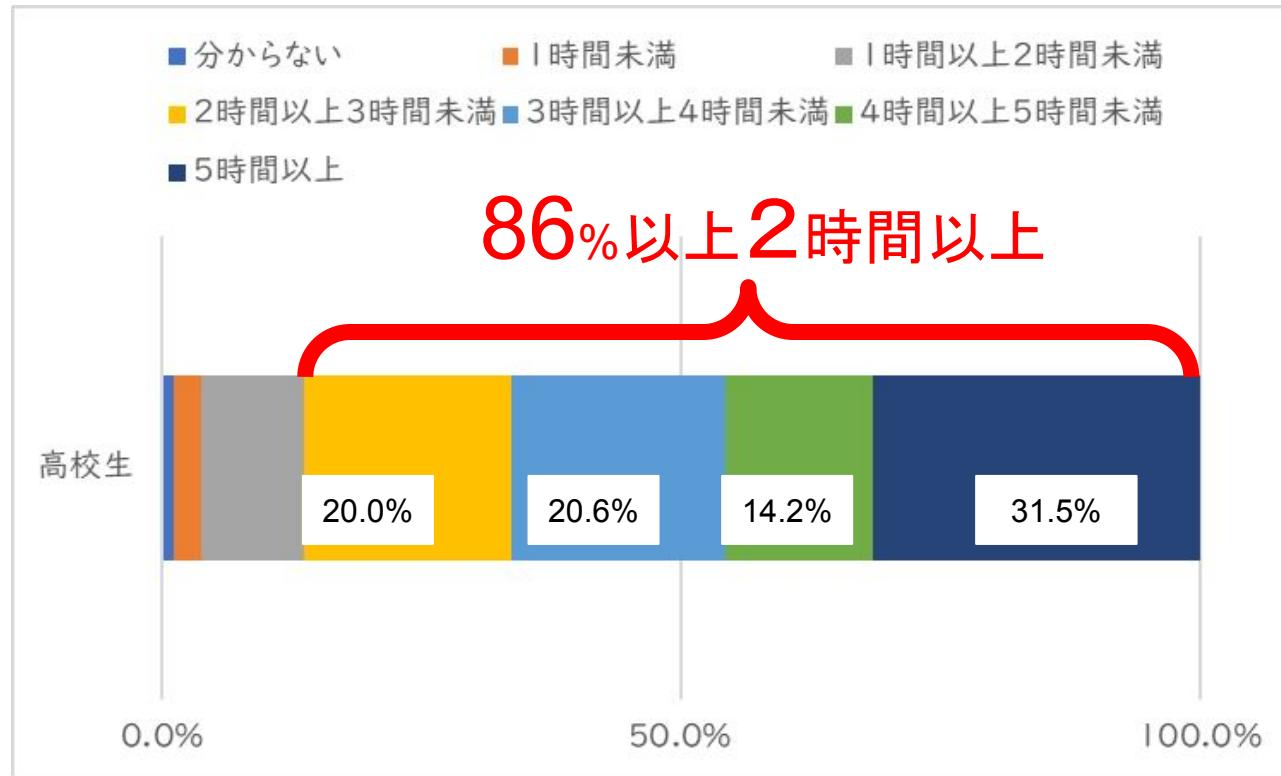


3. 情報モラルとは？

情報社会の中で上手に生きていくために必要な
考え方や態度



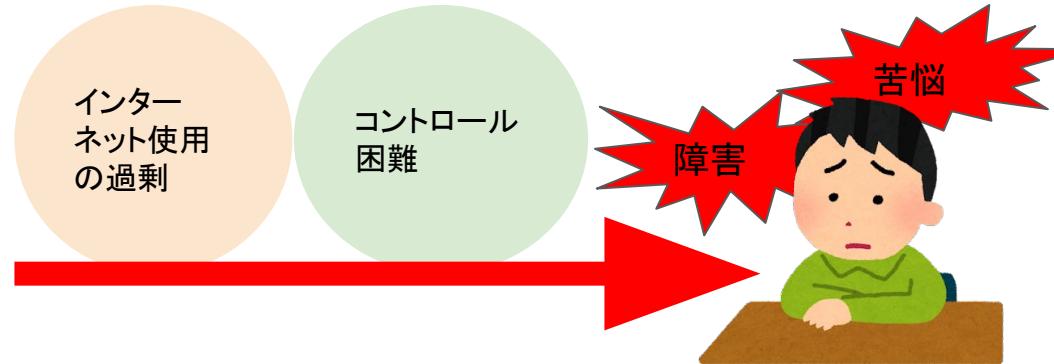
4. 生徒の現状(インターネットの利用時間/1日)



出典:令和2年3月青少年のインターネット利用環境実態調査【内閣府】

平均利用時間(1日あたり)

- ・小学校 207分
- ・中学校 259分
- ・高校 330分



インターネット依存が疑われる中高
生が全国で推計**93万人**

厚生労働省研究班 2018年9月31日

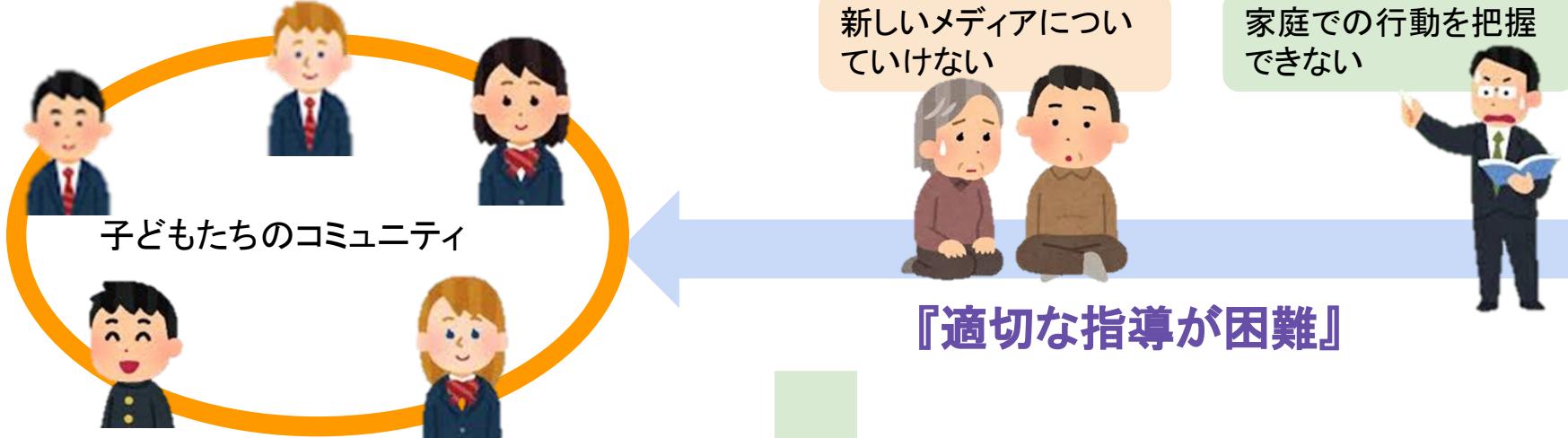
インターネット依存とは

「勉強や仕事といった生活面や体や心の健康面などよりもインターネットの使用を優先してしまい、使う時間や方法を**自分でコントロールできない**」状態

全中高生の12~16%にあたり、スマートフォン(スマホ)の普及を背景に2012年度調査時51万人から倍近く増えています。中高生全体約650万人の7人に1人に当たる計算



現代の社会の中で必要なことは何か



児童生徒が自分で判断して行動できる力と態度が必要

情報モラル教育が必要

5. 生徒に対する情報モラル教育



2領域5分野の内容

- ・心を磨く領域
 情報社会の倫理
 法の理解と遵守
- ・知恵を磨く領域
 安全への知恵
 情報セキュリティ

共通の領域

公共的なネットワーク社会の構築

出典:情報モラル教育 実践ガイドンス【国立教育研究所】

情報社会の倫理

★情報に関する自他の権利を尊重して責任ある行動を取る態度。

他者の権利や知的財産権を尊重し、情報社会への参画において責任ある態度で臨み義務を果たさなければならないことを学ぶ。

法の理解と遵守

★情報社会におけるルールやマナー、法律があることを理解し、それらを守ろうとする態度。

情報に関する法律や契約について理解し適切に行動する態度を学ぶ。理解し適切に行動する態度を学ぶ。

心を磨く領域

公共的なネットワーク社会の構築

★情報社会の一員として公共的な意識をもち、適切な判断や行動を取る態度。

ネットワークの公共性を意識し、ネットワークをよりよいものにするために主体的に行動する態度を学ぶ。

知恵を磨く領域

★情報社会の危険から身を守り、危険を予測し、被害を予防する知識や態度。

情報社会の特質を意識しながら安全に行動する態度や、自他の安全や健康に配慮した情報メディアとのかかわり方を学ぶ。

安全への知恵

★生活の中で必要となる情報セキュリティの基本的な考え方、情報セキュリティを確保するための対策・対応についての知識。

情報セキュリティの基本的な知識を身につけ、セキュリティ対策の立て方を学ぶ。

情報セキュリティ

6. 指導のポイント(1)～(3)

(1) 経験の差への対応

やったことがない、その場面をイメージできない

疑似体験

共通体験





情報モラル編

年 組 番

名前

こんなつもりじゃなかったのに

AのトークとBのトークでは、どちらがトラブルが起こるリスクが高いでしょうか。その理由と、このあとどのようなトラブルが起きる可能性があるか考えてみましょう。

A	理由
B	
このあと起きる可能性があるトラブル	

クラスでのグループトーク

A

1年3組(34)

16:55
既読33

今日、たかしさんが
教室の掃除してたね



16:55
既読33

たかしさんって
まじめだよね



たかしさんとの個人トーク

B

たかし

16:55
既読

今日、たかしさんが
教室の掃除してたね



16:55
既読

たかしさんって
まじめだよね



6. 指導のポイント

(2)「ダメ、ダメ」ではなく「なぜ、どうして」

**情報機器の
利点・欠点**



新しい課題への対応



6. 指導のポイント

(3) 保護者と連携して

保護者協力





出典:ネット社会の歩き方 <http://www2.japet.or.jp/net-walk/index.html>

(1) 使用許諾条件

(a) 引用・リンクについては原則自由にできますが、原典の出所は必ず明示してください（下記参照）。ただし、リンク元のWebページの内容（公序良俗に反するサイト等）やリンク方法等によってはリンクをお断りすることがあります。

＜原典の出所の明示方法＞

出典：「ネット社会の歩き方」（<http://www2.japet.or.jp/net-walk/>）

(b) 下記の場合、ソフトウェアの複製・転載を、許可・連絡無く行うことを許諾します。

- ・学校における教育の目的に使用し、原典の出所を明示する場合
- ・その他の非営利の目的に使用し、原典の出所を明示する場合
- ・教育・研修を目的とする事業に使用し、原典の出所を明示する場合

7. 情報モラルチェック

1	生徒が発信する情報や情報社会での行動に責任を持ち、インターネットの情報を集めて指導方法を検討している
2	教科や特別活動(学級活動)、「総合的な探究の時間」で情報モラルを取りあげて、相手のことを考えたり情報のやりとりやネット社会のルールやマナーを守る態度を指導している
3	生徒がインターネットを利用する際に、情報の正しさや安全性などを理解し、健康面に気をつけて活用できるように指導している
4	学校全体で情報モラルの指導計画を策定し、体系的に情報モラルを指導している

出典元 情報モラル指導ポータルサイト <https://jnk4.org/www/moral-guidebook-2007/index.html>

5	調査活動などでWeb検索を利用する際にインターネット上には不適切な情報があることを指導している
6	伝え合う力を指導する際に、相手を思いやるコミュニケーションについて指導している
7	生徒がパスワードや自他の情報の大切さなど、情報セキュリティの基本的な知識を身につけるように指導している
8	コンピュータの置き場所や使い方、履歴の管理などを保護者に指導し、家庭でのルール作りを勧めている
9	保護者会では情報モラルについて取り上げ、話題にすると共に啓発に努めている
10	保護者と連絡を密にして、コンピュータや携帯電話の使い方について児童生徒の実態をよく知っている

8. 教師としての情報モラル

- (1)著作権の侵害
- (2)SNSにおける注意
- (3)個人情報保護法



8. 教師としての情報モラル(1)著作権

著作権

著作物を創作した時点で自動的に権利が発生(無方式主義)し、以後、原則として著作者の死後70年まで保護されます。

著作権違法になる場合

- ・教員が教科の問題集を**生徒に購入させず**に、学校や教員が持っている問題集の中から生徒に配布するための**問題を紙コピー**する
- ・市販の商品と同様な形態で製本するなど、**授業の過程を離れても使用可能**なように複製する場合
- ・教員が、紙の教科書の全ページ又は大部分をスキャンし、**PDF版デジタル教科書を作成**して生徒に配信する

授業目的公衆送信補償制度



一般社団法人授業目的公衆送信補償制度管理協会

授業目的公衆送信
補償金制度について

設置者の方へ

教員の方へ

権利者の方へ

共通目的事業

SARTRASについて

お問合せ



じゅぎょうもくできこうしゅうそうしんほしょうきんせいど 授業目的公衆送信補償金制度

教育に著作物の利用は不可欠です

授業目的公衆送信補償金制度は著作権、著作隣接権の保護を図りつつ、

日本のICT活用教育の推進をサポートします

詳細はこちら

学校等の教育機関の授業で、予習・復習用に教員が他人の著作物を用いて作成した教材を生徒の端末に送信したり、サーバにアップロードしたりすることなど、ICTの活用により授業の過程で利用するために必要な公衆送信について、個別に著作権者等の許諾を得ることなく行うことができるようになります。

8. 教師としてのモラル(2)SNSにおける注意

- ・守秘義務違反

→人事情報の情報漏洩、教員や生徒の個人情報漏洩

- ・偽の情報発信

→事実や根拠のない情報発信

- ・安易な発言

→代替案や説得力もない個人的な意見

8. 教師としてのモラル(3)個人情報保護法

個人情報の保護に関する法律

第一章 総則 第一条

この法律は、デジタル社会の進展に伴い個人情報の利用が著しく拡大していることに鑑み、個人情報の適正な取扱いに關し、基本理念及び政府による基本方針の作成その他の個人情報の保護に関する施策の基本となる事項を定め、国及び地方公共団体の責務等を明らかにし、個人情報を取り扱う事業者及び行政機関等についてこれらの特性に応じて遵守すべき義務等を定めるとともに、個人情報保護委員会を設置することにより、行政機関等の事務及び事業の適正かつ円滑な運営を図り、並びに個人情報の適正かつ効果的な活用が新たな産業の創出並びに活力ある経済社会及び豊かな国民生活の実現に資することその他の個人情報の有用性に配慮しつつ、個人の権利利益を保護することを目的とする。

8. 教師としてのモラル(3)個人情報保護法

「個人に関する情報」とは、**氏名、住所、性別、生年月日、顔画像**等個人を識別する情報に限られず、ある**個人の身体、財産、職種、肩書**等の属性について、事実、判断、評価を表す全ての情報で

8. 教師としてのモラル(3)個人情報保護法

【個人情報に該当する事例】

事例1:本人の氏名

事例2:生年月日、連絡先(住所・居所・電話番号・**メールアドレス**)、
会社における職位又は所属に関する情報について、それらと本人の
氏名を組み合わせた情報

事例3:防犯カメラに記録された情報等本人が判別できる映像情報

8. 教師としてのモラル(3)個人情報保護法

【個人情報に該当する事例】

事例4:本人の氏名が含まれる等の理由により、特定の個人を識別できる音声録音
情報

事例5:特定の個人を識別できるメールアドレス(kojin_ichiro@example.com 等
のようにメールアドレスだけの情報の場合であっても、example社に所属す
るコジンイチロウのメールアドレスであることが分かるような場合等)

8. 教師としてのモラル(3)個人情報保護法

【個人情報に該当する事例】

事例6:個人情報を取得後に当該情報に付加された個人に関する情報(取得時に生存する特定の個人を識別することができなかったとしても、取得後、新たな情報が付加され、又は照合された結果、生存する特定の個人を識別できる場合は、その時点で個人情報に該当する。)

事例7:官報、電話帳、職員録、法定開示書類(有価証券報告書等)、新聞、ホームページ、**SNS**(ソーシャル・ネットワーク・サービス)等で**公にされている特定の個人を識別できる情報**

おわりに

- 最新の情報を学び続ける
- 家庭、地域、社会と連携をしていく
- 先生方で問題意識、課題意識を常に持ち続ける